



COMPASS – 就労ビザ (EP)新制度について

在シンガポール日系企業の皆様

2023年9月1日より外国人がシンガポールで働く際に必要となるエンプロイメント・パス (EP)の申請について COMPASS (Complementarity Assessment Framework) と呼ばれる新制度が導入されます。

新制度では EP を申請する社員個人の資質(学歴・資格など)だけでなく、EP のスポンサーとなる会社の資質(ローカル人材雇用への貢献度など)も審査対象となります。申請者個人と会社のそれぞれの基準項目について点数を付け、合計点が合格点に満たなければ EP は取得できないことになります。

制度の狙いは、シンガポールで就労できる外国人をローカル人材では代替が難しい高レベルな人材に絞り、代替可能な職種にはローカル人材を雇用することを促進することとされています。

<導入時期>

(新規) 2023年9月1日以降の EP 新規申請から適用

(更新) 2024年9月1日以降の EP 更新申請から適用

<スコアリング>

合格点：40 点

	個人	会社
基礎 基準	C1. 給与 ローカル PMET*給与と比較 (最高 20 点)	C3. 社員の国籍の多様性 申請者の国籍が社内で占める割合 (最高 20 点)
	C2. 学歴・資格 申請者の学歴・資格 (最高 20 点)	C4. ローカル社員雇用への貢献度 ローカル PMET の割合(業界比較) (最高 20 点)

ボーナ ス基準	C5. 職種ボーナス 申請者の職種は SOL** に記載の職種に該当するか (最高 20 点)	C6. 戦略的経済優先業種ボーナス 業種や事業は政府指定の革新的ま たは国際化の定義に該当するか (最高 10 点)
------------	---	--

*PMET: Professionals, Managers, Executives and Technician, 月額給与 S\$3,000
以上の社員

**SOL: Shortage Occupation List (不足職種リスト)

<評価方法>

基礎基準ごとのポイント	評価
20 ポイント	期待値を上回る
10 ポイント	期待値に合致
0 ポイント	期待値に不足

(C1) 給与: Ministry of Manpower (MOM)が設定する業界(セクター)別 PMET 給与ベンチマークを満たしているかが評価されます。他に EP の最低給与額を充足している必要があります。

(C2) 学歴: 有名大学やシンガポールの大学を卒業していると高ポイント (20 点) が得られます。現状、日本の大学では、京都大学、大阪大学、東京大学、東北大学、東京工業大学の 5 大学がポイント 20 点の対象となるグループ A に分類されています。

(C3) 多様性: EP 申請者の国籍が社内の既存 PMET 社員の国籍と異なるほど高ポイントです。日本人が多い会社で新たに日本人を雇用する場合、ポイントを得にくくなります。MOM のシステムで各社の PMET の国籍比率が自動計算されています。社内 PMET の人数が 25 人以下の場合は自動的に 10 点が付与されます。

新制度導入と同時に EP 申請時に提出するすべての卒業/学歴証明書には独立した第三者機関による認証の取り付けが義務付けられます。卒業証明書発行元

である大学側の体制や対応次第で認証取付にかかる時間は2〜3週間から長い時は数カ月に亘るときもありますので早めに準備しておくことが重要です。

(C4) ローカル社員雇用の貢献度: 業界内比較でローカル PMET 社員数が多いほど高ポイントです。MOM のシステムが各社のローカル PMET 社員の比率を自動計算します。社内 PMET の人数が 25 人以下の場合、自動的に 10 点が付与されます。

(C5) 職種ボーナス: SOL (不足職種リスト) に掲載されている職業での EP 申請はボーナスポイントが付与されます。SOL には IT 関連職、ヘルスケア関連職や炭素取引などのグリーン経済関連の職などが挙げられています。

(C6) 戦略的経済優先業種ボーナス: 政府との協力下、国が戦略的に優先する経済活動に合わせて積極的なイノベーション活動や企業の国際化活動を行っている企業に対し 10 点のボーナスポイントが付与されます。該当企業として認知されるためには国が指定する適格プログラムに参加する等の要件があります。

以下のいずれかに該当する場合は COMPASS の適用が免除されます*。

(*適用免除を受ける場合、留意が必要です。)

- 月額固定給与 S\$22,500 以上
- 企業内転勤(Intra-corporate transferee)としての申請
- 1 か月未満の短期間任務

個人資質のみで 40 ポイントを獲得することは容易ではありませんので、会社側でも採用計画を見直し、継続的・計画的にローカル人材の雇用を増やしていくほか、外国人雇用の際には国籍が偏らないよう計らうなど、会社資質の項目のポイント増を目指していくことが肝要です。

また、社員の EP 更新のタイミングを常に把握して「各員が EP の更新に十分なポイントを獲得できるポジションにあるか」を定期的にレビューする作業も重要になると思われます。給与額(C1) やローカル雇用への貢献(C4)などは更新直前にポイント不足が判明した場合、対応が間に合いません。COMPASS の基準項目のポイントを考慮した人事制度を作り込んでいく必要があります。

連絡先

記事に関する詳細やご質問は以下までお問い合わせください。



森口 晴美
Harumi Moriguchi
Manager, Japanese Service Group
Deloitte Singapore

+65 6216 3263
hmoriguchi@deloitte.com



杉山 しのぶ
Shinobu Sugiyama
Senior Manager, International Tax
Deloitte Singapore

+65 6800 2405
ssugiyama@deloitte.com

樋野 智也
Tomoya Hino
Principal, JSG Singapore Country Lead
Deloitte Singapore

+65 6800 1980
tomhino@deloitte.com

五十嵐 潤
Jun Igarashi
SEA Japanese TP Leader,
SEA JSG Tax Leader
Deloitte Singapore

+65 9244 3909
juigarashi@deloitte.com

Get in touch

Get in touch



Deloitte Singapore

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”, its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Singapore

In Singapore, audit and assurance services are provided by Deloitte & Touche LLP and other services (where applicable) may be carried out by its subsidiaries and/or affiliates.

Deloitte & Touche LLP (Unique entity number: T08LL0721A) is a limited liability partnership registered in Singapore under the Limited Liability Partnerships Act 2005.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word "Unsubscribe" in the subject line.

本メールは Deloitte Singapore から配信しており、ご案内が重複している可能性がございます。
今後配信が不要である場合には、その旨のご返信を SG Deloitte JSG sgdeloittejsg@deloitte.com までご連絡頂けると幸いです。

Deloitte Singapore が提供する主なサービス内容や、過去のニュースレター・セミナーの情報については、[こちら](#)をご参照下さい。
[please click the link to see Deloitte Singapore JSG website!](#)